

平成30年度 東海社会人サッカーリーグ運営要項

1. 当リーグは、1部8チーム、2部8チームによる2回戦総当たりとする。
2. リーグ戦の試合はすべて90分ゲームとし、延長戦及びPK戦は行わない。
ハーフタイムのインターバルは15分間とする。
注) ハーフタイムとは、前半終了から後半開始までの時間をいう。
3. 選手の交代は、試合前にあらかじめ登録された7名中5名までとする。
4. ベンチに入ることができる人数は、交代選手7名、役員6名の計13名までとする。役員については、事前に登録されている者に限る。
5. テクニカルエリアを設置する。
6. キックオフ時刻に遅れたチームは理由の如何を問わず0-3の敗戦扱いとする。
7. 天候不良、その他の理由により試合が開始できない、または試合が中断された場合は30分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。
主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。
中断から30分を過ぎて開始または再開できない場合は当該試合は中止とするが、中断が後半開始までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立とする。
ただし、主審が到着する前にやむ得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。
8. 試合成立・不成立の最終承認者はその試合を担当したマッチコミッショナーとする。
9. 順位は下記の順序によって決める。
 - ① 勝ち点 (勝3、分1、負0)
 - ② 得失点差 (総得点-総失点)
 - ③ 総得点
 - ④ 当事チームの勝負
 - ⑤ 勝率 (総勝数÷総試合)
 - ⑥ リーグ順位は共有とし、順位付けが必要な場合は再試合を行う。
10. 1) チーム及び選手の資格は規約第6条の定めのほか、選手の他チームとの二重登録は認めない。
2) 大学他、同一運営母体のチームが同じカテゴリーに所属することを認める。
この場合の関係するチームの対戦はリーグ順位に極力影響の少ないリーグ初めに行うよう配慮する。
11. リーグ戦開始前に選手は(公財)日本サッカー協会に選手登録を行い、(公財)日本サッカー協会の承認を受けていること。
試合チームは、マッチコーディネーションミーティング時に、(公財)日本サッカー協会

一協会 WEB 登録システム KICKOFF から出力された選手証・登録一覧（写真が登録されたもの）を印刷したものを持参すること。

事務局が発行した、当節のチーム登録票で代替えすることも可能とする。

12. 1) 選手の移籍に関しては、(公財)日本サッカー協会「移籍規程」に準ずる。
2) 10 項 2)の大学他、同一運営母体のチーム間のシーズン中の移籍は認めない。
13. 役員、選手の追加登録及び抹消を希望するときは、所定の様式で事務局へ提出する。追加登録選手の試合出場資格は、事務局の受け付け確認日から 2 週間後とし、7 月末日をもって追加登録を締め切りとする。なお、追加選手の出場については、事務局の承認を受けても、(公財)日本サッカー協会の承認が完了していない選手はリーグ戦に出場することはできない。
14. 本規約に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とし、そのチームを除籍とする。又そのチームに係わる対戦成績を全て白紙とする。
15. リーグ途中事故によりリーグ参加できないチームが発生した場合は、対戦成績を白紙とし、欠のままその年度は続行する。
16. 1) 退場を命じられた者（監督・選手・役員含）または警告の累積が 3 となった者は次の 1 試合出場できない（ベンチ入りもできない）。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
2) 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。
3) 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて事務局に報告する。
また、その他の規定については(公財)日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。
17. 自動入れ替え
 - 1) 当リーグ 1 部の下位 2 チームと、2 部の上位 2 チームは自動入れ替えとし、入れ替え戦は行わない。
 - 2) 当リーグ 2 部の下位 2 チームを自動的に当リーグから降格し、東海社会人トーナメント大会の A・B 各ブロックの優勝チームは当リーグへ昇格とする。
 - 3) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグに欠損が生じた場合
 - イ. 当リーグ 1 部のチーム数が 8 チームになるように、2 部の上位から繰り上げ自動昇格とする。(1 部から 2 部へ降格するチームを含む)
 - ロ. 当リーグ 2 部の 8 位チームは、自動的に県リーグへ降格し、7 位チームは残留するものとする。
 - ハ. 東海社会人トーナメント大会要項に従い、A ブロックの優勝チームを 1 位、B ブロックの優勝チームを 2 位とし、本項により残留することになったチームの上位に位置づける。

- 4) 上部リーグより降格チームがあった場合
- イ. 上部リーグより降格したチームをそのまま当リーグ1部に加入させる。
 - ロ. 当リーグ1部は、10チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は8チームに戻すべく、該当する下位チームを当リーグ2部に降格させる。
 - ハ. 当リーグ2部は、本項により1部から降格チームがあった場合、10チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は8チームに戻すべく、該当する下位チームを各県リーグに降格させる。
18. 天変地異その他不可抗力により欠場する場合は、運営委員会に於いて協議し、処理する。
19. 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ1次ラウンドへの出場12チームは、以下の選出方法により出場資格が与えられる。
- 1) 9地域サッカーリーグより各1チーム(当1部リーグ1位チーム)に出場権が与えられる。原則、出場権を得たチームは棄権できない。
 - 2) 9地域サッカーリーグの3位以内のチームの中で、全国社会人サッカー選手権ベスト4以上の上位3チームで、JFLへ入会を希望するチーム。
 - 3) Jリーグ百年構想クラブで、所属する地域サッカーリーグ2位チーム。該当するチームが複数ある場合は承認日の早い順とする。ただし、本権利での出場は1回を限度とする。
 - 4) 9地域サッカーリーグのJFLの入会を希望する2位チームの輪番で決定する。(関東・関西・九州・東海・北海道・中国・北信越・東北・四国)
2018年度は、北海道・中国・北信越以下の輪番となる。(改訂)
20. 運営委員会で決定できない事項については(一社)東海サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。
21. リーグ運営に関しての提言・質問等は、文書を運営事務局へ提出し、運営委員長の回答を得ることが出来る。
- また、試合中及び試合後に、審判員の判定への異議を示すことは認められないが、もし判定に関して重大な質問がある場合は、試合終了後3日以内(必着)に文書を事務局へ提出し、運営委員長を通じて審判委員会の回答を得ることが出来る。
- ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、変更されることはできない。(競技規則第5条)
- 注)・文書はチーム代表者名で、宛先は運営委員長とすること。
- ・文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。
 - ・運営委員長は必要に応じて参考となるビデオテープ等を要求することができる。

22. 当リーグに事務局を設ける。ホーム運営委員は、試合終了後に公式記録を速やかに事務局に報告すること。報告については、メールもしくはFAX等で行うこと。